

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成17年12月5日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成17年12月5日(月) 午前10時 3分 開会  
午前10時54分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 藤浦雅彦	委員 森西 正
委員 安藤 薫	委員 上村高義	委員 嶋野浩一朗
議長 三好義治	副議長 本保加津枝	

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝                      総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局次長代理 上 清隆
同局主幹 日垣智之	同局書記 湯原正治	

### 1. 案件

- ・認定第1号 平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・平成17年第4回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時3分 開会)

○柴田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

助役。

○小野助役 おはようございます。

今年も、残すところ、あとわずかとなりました。皆さま方には、本日また大変寒い中、また公私ともにご多忙の中を議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

来る12月8日から開催予定の平成17年第4回定例会におきまして、予算案件5件、人事案件1件、条例案件27件の、合計33件を予定いたしております。

案件の概要につきましては、総務部長からご説明申し上げます。それぞれ、よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

それでは、第4回定例会提出議案について、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第4回定例会の案件の概要について、ご説明申し上げます。

まず、議案第76号から議案第80号までは、各会計の補正予算でございます。

議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算第4号は、補正前303億856万4,000円に補正額7億22万8,000円を増額し、補正後額310億879万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴う国庫負担金の増額、府負担金の減額補正、決算見込

みに伴う生活保護費扶助費の増額に伴う国庫負担金の増額補正、市債の繰上償還のための原資として、減債基金からの繰入金金の補正等でございます。

一方、歳出では国保会計への繰出金の減額、生活保護費の扶助費の増額、繰上償還金のための元金、利子償還金の補正のほか、決算見込みにより、補正措置を行っております。

次に、債務負担行為の追加及び変更も行っております。

小学校統廃合に伴う学校施設整備のための設計委託料として、平成17年度、平成18年度の2か年で限度額2,624万6,000円の設定を行います。

また、議案第82号から議案第99号までの公共施設の指定管理者指定の議案に伴い、平成18年度から平成22年度までの5年間で78億3,212万6,000円を限度額として債務負担行為の追加をいたします。

また、番田水路下流部整備事業の債務負担行為の補正もあわせて行います。

次に、議案第77号、平成17年度摂津市水道事業会計補正予算第2号ですが、4月1日以降の人事異動等に伴う人件費の精査を行ったもので、収益的支出では既決額24億1,250万4,000円から2,374万8,000円を減額し、補正後額を23億8,875万6,000円とするものであります。

また、資本的支出では、10億4,607万6,000円から、27万5,000円を減額し、補正後額10億4,580万1,000円といたします。

議案第78号、平成17年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、療養給付費国庫負担金、療養給付費交付金の増額補正にあわせ、決算見込みによる療養費の補正等を行ったものでありま

す。

その結果、補正前87億4,846万8,000円に補正額850万5,000円を減額し、補正後額87億3,996万3,000円とするものであります。

次に、議案第79号、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第3号ですが、人件費の精査と国庫補助金の増額と公共下水道事業債の減額等を行うものであり、補正前66億2,213万円、補正額724万3,000円を減額し、補正後額、66億1,488万7,000円となっております。

議案第80号、平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算第3号は、決算見込みによる歳出項目の精査とともに、人件費、事務費の増額補正を行うものであり、その結果、補正前31億1,186万円、補正額504万円の増額、補正後額31億1,690万円となっております。

続きまして、議案第81号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員の死亡により、9月15日から欠員となっております委員補充を行うもので、摂津市一津屋1丁目5番9号の岡本忠義氏を選任するものであります。

続きまして、議案第82号から議案第99号までの18件は、指定管理者指定の議案でございます。

平成17年第1回定例会で14件、第3回定例会で4件、合計18件の指定管理者制度導入のための条例改正を行ったところであります。

今議会では、現行の受託者を指定管理者として平成18年度から平成22年度までの5年間指定し、議会のご同意を得るために上程するものでございます。

お手元に議案第82号、摂津市青少年

運動広場から議案第99号、摂津市立葬儀会館までの各施設の指定管理者指定の件一覧として配付させていただいております。

左端は議案番号で、その横、各施設の名称と内訳、右端は指定管理者として指定いたします団体名でございます。

続きまして、議案第100号、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件は、地方公務員制度調査研究会の提言により、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が改正されました。

これは、正規職員と非常勤職員という、基本的に2類型しかない任用、勤務形態から、さらに多様な任用、勤務形態の導入を図ろうとするものであり、任期付職員及び任期付短時間勤務職員を採用するため制定するものであります。法律の改正により、現行の専門的知識、経験等を有する者の任期付採用に加え、公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員の任期を定めて採用することができるようになりました。

任期付職員を採用できる業務として、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務が上げられております。

また、任期付短時間勤務職員を採用できる場合として、時間延長、繁忙期の増員に必要な場合、修学部分休業職員の業務を処理する場合、介護休暇職員の業務を処理する場合、育児の部分休業職員の業務を処理する場合とされております。

この条例は、一部は平成18年4月1日施行としておりますが、平成18年1月1日からの施行としております。

次に、議案第101号、摂津市職員の

修学部分休業に関する条例制定の件でございます。

地方公務員法の改正により、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力向上に資すると認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員が大学等における修学のため、2年を超えない範囲において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができることとされました。

つきましては、修学部分休業に関する事項を定めるため制定するものであり、1週間に19時間以内、取得単位は30分単位とするものであります。

なお、この条例は、平成18年4月1日からの施行とします。

議案第102号、摂津市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件ですが、これも地方公務員法の改正により、高齢者部分休業を導入するために制定するものでございます。

職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員の定年退職日から最長5年をさかのぼった日から、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができることとするものであります。

なお、部分休業1週間に19時間以内、取得単位は30分単位とするものであります。

この条例は、平成18年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第103号の職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

現行では、職員の勤務時間等に関する条例と職員の休暇等に関する条例の2本

立てとなっておりますが、今般の改正により導入されます任期付短時間勤務職員の規定を盛り込むことを契機として、国の条例例である準則にあわせ、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例として1つの条例に統合するものであります。

なお、附則で一本化に伴う措置として、職員の休暇等に関する条例の廃止、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正も行っております。

この条例は、平成18年1月1日からの施行としております。

議案第104号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、これは地方税法の改正によるものでございます。

主なものは、65歳以上の者、前年の合計取得金額が125万円を超える場合を除く、に係る市民税非課税措置を段階的に廃止することとしたものであります。

平成18年度分の個人市民税均等割を1,000円とし、平成19年度の個人市民税均等割を2,000円とし、以後、3,000円とするものであります。

また、特定管理株式が価値を失ったことによる損失が生じた場合、特定管理株式の発行会社が解散し、清算終了したとき、あるいは破産手続開始の決定を受けたときなど、一定の事実が発生したときは、株式の無価値化による見なし譲渡損の特例を規定いたしております。

この改正条例は、平成18年1月1日からの施行としております。

議案第105号は、摂津市立学校条例

の一部を改正する条例制定の件でございますが、これは小学校統廃合によるものでございます。

三宅小学校と柳田小学校を統合し、名称を摂津市立三宅柳田小学校とし、校舎は柳田小学校を利用いたします。これは、平成19年4月1日からの施行で、味舌小学校と味舌東小学校との統合は、統合後の学校の名称を味舌小学校とし、校舎は味舌東小学校を利用する予定でございます。この部分は、平成20年4月1日からの施行といたします。

議案第106号の摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件は、公の施設の管理についての指定管理者制度導入の地方自治法改正に伴い、鳥飼図書センターの管理を市が行うために改正するものであり、管理の委託に関する規定を削除したものであります。

この条例は、平成18年4月1日からの施行としております。

議案第107号の摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件は、現行の入室資格の要件を変更するものであり、小学校の1年から3年を改め、小学校、またはこれに準ずると委員会が認める学校の1年から3年に改めるものであります。

この条例は、平成18年4月1日から施行いたします。

最後に、議案第108号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件は、下水道法の一部改正に伴うものでございます。公共下水道へ下水を排除する場合の水質基準を整備したものであります。

施行期日は、公布の日から施行としております。

以上、平成17年第4回定例会の議案の概略説明をさせていただきました。

なお、今年度の人事院勧告の取り扱い

につきましては、現在、組合とは協定書の締結までに至っておらず、最後の詰め段階となっております。

妥結をいたしましたら、給与条例などの条例案件と一般会計をはじめ、各特別会計の補正予算案件を追加提案させていただくことを考えております。どうか、その折にはよろしくお取り計らいをお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○柴田委員長 今、総務部長の方から、第4回定例会の提出議案についての概略説明をいただきましたけど、皆さんの中で質問があれば受けたいと思います。

安藤委員。

○安藤委員 議案第105号の小学校統廃合条例が提出されておりますが、具体的な中身等については本会議や委員会の方で聞こうかと思うんですけども、ただ、この小学校統廃合条例については、この間、有効利用検討会議を経て、適正配置審議会、答申、それから2度にわたる地元説明、PTAの説明が行われていく中で反対の声も大きく広がっているものであります。そうした経過の中で、地元のPTA、それから自治会の何度か行われてきた説明会の中で地元の納得、合意がなければ統廃合はとてできませんよというようなお話もありました。

それから、昨年12月議会には市長から、見切り発車はしないというようなお話もありましたが、9月に市の教育委員会がこの統廃合計画を決定した後も各地域で説明会などが行われていると思います。

こうした今までの市の教育委員会が、市長が住民や議会に約束してきたことと今回の条例提案の整理がついているのかどうかというのをちょっと参考にお聞かせをいただけないでしょうか。

○柴田委員長 それは、助役の方から答えていただくんですか。

助役。

○小野助役 地元説明につきましては、6回にわたりまして、市長、私も出席をいたしまして、さまざまな意見を聞いてまいったところであります。

市としては、今回の統廃合の趣旨、並びに経過については、教育委員会からも、また市長からも十分なる説明をさせていただいたというふうに考えております。

たしかに、一部いろんな意見がございました。それは、今後のあるべき学校の市としての主体性と、これからの学校教育におけるソフト面、また通学路問題等々について、十分今後話をさせていただくということでございます。市としては、過去6回の話し合いにおいて一定の説明をさせていただいて、一定のご理解を得たものというふうに考えております。

○柴田委員長 安藤委員、これはまた文教常任委員会で十分中身の内容は審査していただくので、きょうここに提出されたその辺の理由を聞かれてるんだと思うんですが、そこらはよく考慮して再質問してください。

安藤委員。

○安藤委員 委員長からもご指摘いただいたように、具体的な中身については文教常任委員会の方で詳しくしていただければいいと思うんですけども、提出されてきた、これまでの経過と、それから今回提出するタイミング、きちんと合意を得られているのかどうか、そういった約束のもとで、この間いろいろな説明会が行われてきておられるわけですから、提案をされてきた背景について、ちょっとお聞きしたかったわけです。

今、ご説明がありましたけども、やはり地域の中でも、説明会の中でも、やは

り説明がなかなか、住民の方々とかみ合わない、議論がかみ合わない、それは、やはり反対の声が大きいということではないかなというふうに思うわけですが、市としては今回の提案については説明はしてきたと。納得してない人もいるけれども、説明はしてきたということで、それは合意を得たというふうに判断をされたというようなことでの提案だというふうに考えておられるという認識をしておけばよろしいんでしょうか。

○柴田委員長 三好議長。

○三好議長 十分質問者もわかっていただいているので、今、質問をしていただいていると思うんですが、議会での審議については、この時期に、この中身で提案してもよろしいですかというのが、きょうの意見だというように理解しています。

合意を取る、合意を取らないということについては、これは議会の中でこの中身について採決をしていく手順になってきますので、住民の合意を取ったから、合意を取ってないからという部分での上程判断ではないというように思います。

委員長、それで整理してください。

○柴田委員長 先ほど、助役の方から、今回提案した理由、理事者として説明を受けたわけです。

それは今、安藤委員からおっしゃるように、そのことが、合意事項がなければ、どうのこうのということではないというふうに私は思っています。

だから、一応、きょうここに提案されたという事実のもとに、今後やっぱり文教常任委員会の中で審査していただく、そういうふうに扱っていきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

安藤委員。

○安藤委員 もちろん、中身について合

意されたかどうかというのは、ここで議論することではないと思いますし、ただ提案者として説明会で合意を得たという判断のもとで出してこられたのかどうか、その判断の状況、判断はどんな認識のもとで提案されてきたのかということをちょっとお聞きしたかったわけですので、今、お話がありましたので結構です。

○柴田委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 ないようでしたら、理事者の皆さんは、これで一応退席していただいて結構でございます。

それでは、認定第1号、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の所管分について、審査を行います。

補足説明を求めます。上代理。

○上事務局次長代理 それでは、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費に係る部分につきまして、決算書に基づきまして補足説明をさせていただきます。

歳入につきましては、67ページの款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入で、備考欄に議会事務局分として各会派の電子複写機使用料と、私用電話使用料でございます。

歳出につきましては、76ページから79ページの議会費におきましては、予算現額3億1,131万1,000円に対しまして、支出済額は3億926万5,117円で、執行率は99.34%となっております。

そのうち主なものとしたしましては、議員報酬、期末手当、共済関係の負担金、それ以外に議会運営に伴いまして、会議録や委員会記録、議会だよりの作成に伴う経費、議長会関係の経費、また全国市議会議長会等の負担金及び会派へ交付い

たしてあります政務調査費、あとは議長公務にかかわります経費や議会事務に関する経費を執行いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、決算内容の説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わり、それでは質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

はい、安藤委員。

○安藤委員 1点、お聞きします。議会だより発行事業、決算概要を見てるんですが、28ページの議会だより発行事業で予算現額59万3,000円、執行率99.9%とあるわけですが、この間、平成14年度から15年、16年度と議会だよりの予算、決算額が縮小してきています。その前から比べると、さらにどんどん少なくなってきたわけですが、議会だより編集委員会の中でも中身をより読んでいただけるような中身というようなことで議論も出てくるわけですか。

こうした中で摂津の議会だより、この間、いろいろな経過、議論の経過、到達を踏まえて今の形があると思うんですけども、現状で議会だよりをつくる編集作業であったり、まとめるという作業をする時間ですとか、それから事務局の方の作業時間、そういったものがどういうふうになっているのか。

それから、経費がどんどん下げられてきていることと紙面との関係をどのように影響があるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○柴田委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 それでは、ただいまのご質問、議会だよりの発行事業についてでございます。

まず、発行の経費につきましては、1回3万1,000部印刷しておりまして、

2 ページでございます。

定例会の翌月15日発行ということで、年4回の発行となっております。

1回当たりの経費につきましては、14万8,000円余りということでございまして、これにつきましては議会だより編集委員会におきまして、各編集内容を協議いただいた内容に基づきましての発行となっております。

それから、編集に要する日数、時間等でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、定例会の翌月発行ということでございまして、定例会中に定例会事務とあわせて実施しております。

したがって、何日かかっているかというのは、なかなか算定は難しいものがございます。

並行してやっておりますけれども、定例会の一般質問の通告があった時点で一般質問項目の整理を始めまして、例えば3月の場合でございましたら、議会だより編集委員会が4月の中旬でございますので、その20日間の中で事務をしているということでございます。

そのあと、編集委員会の後は校正をいたしまして、正確な議会だよりの作成に努めておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 安藤委員。

○安藤委員 今、ご説明をいただきましたが、この間、議会だよりの中身について、これまでの議論の到達を踏まえながら、よりわかりやすい中身にしてほしいとか、要望も議会だより編集委員会の中でも出されてきている中の議論で、事務の効率化といいますか、スピード化、より早くお知らせをしなければいけないというようなことが大きな目的の1つにもあったかと思えます。

そうした中で、議会が審議を進められる中で同時に議会だよりの編集の作業もやられると。限られた事務局の職員の中でやられているという状況のもとでの物理的な制約というものもあるのかなというふうに思うわけです。そういう点でいきますと、議会だよりの役割と、その時間的、物理的な制約によつてのバランスをとった今の議会だよりは、言葉が悪いんですけど妥協の産物ということも言えるのではないかなというふうに思うんですが、やはり議会での議論をより皆さんにわかりやすく知っていただく、いろいろな形態があるかと思えますけれども、やはり紙での媒体、これでしか情報を得られない方にとっては、やはりその中身を充実させていく必要があると思うんです。そういう点においては、議会だより、編集についての人の充実であるとか、もしくは予算的にも、財政的な問題があると思えますけれども、議会だよりの問題をもう少し財政面からも考えていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、これは要望ですけれども、次の予算について、そういった議論をこれはどこでやるべきなのか、議会だより編集委員会の中でされるのか。予算を決めるときですから、この議運ではないかなと思うんですが、その点についてちょっとお聞かせいただけたらなと思えます。

○柴田委員長 要望ですか、安藤委員。

○安藤委員 こういう要望を持っていますが、事務局の方では、どうお考えなのか。

○柴田委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 現在の議会だよりにつきましては、スピーディな発行ということを中心に定め、あり方が決定されております。

従来ですと、議会のやりとりを会議録等を作成できた段階で記事を書くという

ことで、定例会の翌々月の発行となっていたところでございます。これでは、かなり情報としては古い情報の提供になってしまうということで、よりスピーディな発行ということで、翌月発行ということで、その細部につきましては会議録を公共施設に配置する、あるいは、議会のホームページで会議録を公開していくということで、充実することと、それから、議会だよりについては、その見出し的存在ということで項目をいち早くお知らせするという形で整理がされたものでございます。

そういうことで、整理の上での予算計上となっております。今回の執行につきましてもそういう形の4回の発行ということになっております。

○柴田委員長 安藤委員、よろしいですね。

嶋野委員。

○嶋野委員 細かい点についての質問になるんですけども、決算書の78ページ、79ページですが、19の負担金、補助及び交付金についてなんですけれども、そこで全国市議会議長会負担金等4つばかり負担金が執行されておるわけなんですけれども、この金額につきましては恐らく人口規模等で計算されてくるんだろうと思うんですが、その点について1点、ご確認をさせていただきたいということで、特に全国市議会議長会、近畿市議会議長会という負担金が今回計上されておりまして、これは果たして摂津市議会として、この負担金が有効に利用されているのかということが非常に気になりますので、全国市議会議長会、それから近畿市議会議長会の役割、その点についてお聞かせいただきたいということと、この2つの議長会を通じて、摂津市議会として16年度どういった働きかけをし

てきたのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○柴田委員長 今の2点について、野杵次長。

○野杵事務局次長 まず、各議長会の負担金の積算でございます。全国市議会議長会の負担金につきましては、均等割といたしまして37万8,000円、人口割が18万5,000円ということでございます。

これにつきましては、議長会の会則、施行規則で定められておりまして、人口割は3万5,000人未満の人口の市が5万2,000円、3万5,000人から5万人が12万3,000円、5万人以上10万人の市が18万5,000円ということでございます。

それから、近畿市議会議長会でございます。これにつきましても、会則で各市の負担金を定めておられまして、本市の負担金6万9,100円につきましては、均等割額が5万2,300円、人口割が1万6,800円ということでございます。これにプラスいたしまして、総会時の出席者負担金6,000円が加算されておるということで、合計7万5,100円の執行となっております。

それから、ご質問のございました議長会の役割ということでございます。ご承知のように、全国市議会議長会につきましては、地方6団体の一角を成す重要な団体でございます。各市の議会がすべて加入しておる団体でございます。

最近でございましたら、三位一体の改革等で共同して政府への要望活動等を務められておりまして、議会等に情報提供をされる。あるいは、各議会に活動要請がされるという形で充実した活動がされておるものと考えております。

近畿議長会につきましては、その下部団体ということで、北摂、大阪府、近畿という形で各ブロックの要望等を全国議長会に上げていくような組織でございまして、各ブロック共通の議題につきまして論議し、全国議長会に要望書等を上げ、それを全国の議長会の取りまとめがありますれば国の方に上げていくというような形で体系的に組織がつけられているものでございます。

○柴田委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 この金額の根拠なりをご説明いただきまして、あらかじめ理解できたわけなんですけれども、全国市議会議長会につきましては、政府へ要望したりということもあり、また市議会議長会からの摂津市議会の方にいろいろな情報提供があるんだという話でありましたけれども、16年度ということについて全国市議会議長会の求めに応じて恐らく事務局は東京の方にあるんだろうと思うんですが、東京の方に議長さんが足を運ばれた回数は一体、何回ほどあるのかということだけお聞かせいただきたいと思います。

○柴田委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 事務局が東京にございますけれども、議長が直接東京に出張されたのは、日帰りで1回でございます。これは、全国議長会の総会でございます。

これも各市、役を担当しておりまして、これに常任委員会なり、そういう役がございましたら、その必要に応じて会議に出席しますけれども、この年度につきましては特に私どもの市は役に当たっておりませんので総会のみのお出席ということでございます。

必要に応じて議長会から郵送で資料等が提供されるという形でございます。

○柴田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決をします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○柴田委員長 再開いたします。

第4回定例会審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 それでは、第4回定例会の審議日程につきまして、ご説明いたします。

会期は、12月8日から12月22日までの15日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の12月8日は、閉会中の継続審査となっていた案件の委員長報告、採決、それから付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託、即決でございます。

また、その日の17時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

9日が、建設常任委員会と民生常任委員会、12日が総務常任委員会と文教常任委員会で、その日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

次に、19日が議会運営委員会。

21日は本会議で一般質問。

翌22日の本会議は、一般質問の後、付託議案の委員長報告、採決。そして議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後、議会運

営委員会を開会いただきまして、次の定例会の審議日程を仮決定いただくというところでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、12月8日につきましては、日程1が会期決定の件、次に日程2が議案第81号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意で、即決でございまして、先ほどの議会運営委員協議会での態度表明によりまして、備考欄には簡易採決と記載いたします。

日程3が認定第1号から認定第8号までで、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ替えまして、備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決という記載をいたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理いたしますと、認定第1号、認定第3号、認定第4号、認定第6号は、一括起立採決。

認定第2号、認定第5号、認定第7号、認定第8号は、一括簡易採決となります。

日程4の議案第76号から第108号までの32件は、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

次に、12月21日につきましては、一般質問でございます。

12月22日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2、議案第76号など32件は、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託票表につきましては、ご覧のとおり、各委員会ごとに審査いただく案件でございます。

また、次のページの議案第76号、所

管別の分割表につきましては、一般会計補正予算に関する委員会ごとにご審査をお願いする内容でございます。

○柴田委員長 今、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

上村委員。

○上村委員 議案第82号から指定管理者に関する提案の中で、この説明はどのような形でされるのか。これ、同じですね。すべてが同じ内容に基づく、第99号までが、全議案読み上げるという、そういう格好になるんですか。

○柴田委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 ただいまご質問の指定管理者指定の件についての議場での提案理由の説明の件ということでございます。これにつきましては、各所管の部長から説明をするということでございまして、一番最初の案件については説明をして、あとは同様の形で、簡略化した形でございますけれども、1件ずつ各部長が説明をするということでございます。

○柴田委員長 上村委員。

○上村委員 簡略して、委員会で審議するので、内容についてはできるだけ簡略した形で説明するようにお願いしたいと思います。

○柴田委員長 ほかに何か異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それでは、異議がないようですから、そのように決定します。

事務局より、報告事項がありますので、ここで受けたいと思います。

上代理。

○上事務局次長代理 報告いたします。報告事項につきましては、議場の理事者席の一部変更についてでございます。

人事異動に伴い、議場の理事者席につきまして、一部変更いたしておりますの

で、よろしくお願いいたしたいと思いま  
す。

○柴田委員長 これをもって、本委員会  
を閉会します。

(午前10時54分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

議会運営委員長 柴田 繁 勝

議会運営委員 安藤 薫